

下田市行事カレンダー（9月17日～10月16日）

各課 問合せ先	健：市民保健課健康づくり係 ☎22217 国：市民保健課国保年金係 ☎3922
	市：市民保健課市民係 ☎22215 観：観光交流課 ☎363913
	産：産業振興課 ☎23914 防：防災安全課 ☎364145
	福：福祉事務所 ☎22216 企：企画課 ☎22212
	図：市立図書館 ☎20352 学：学校教育課 ☎233929
	生：生涯学習課 ☎235055 選：選挙管理委員会 ☎22211

この情報は9月17日現在のもので、今後変更される場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
9月の納税 納期は9月30日（木）					17	18
国民健康保険税 5期 介護保険料 3期 後期高齢者医療保険料 2期 「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を！」						
19	20 敬老の日	21 秋の全国交通安全運動街頭指導 防	22	23 秋分の日	24	25
26	27	28	29 市民相談 市	30 3歳児健診 健	1 広報10月号発行 企	2
3	4	5	6	7 年金相談 国	8	9
10	11	12 2歳児健診 2歳児半健診 健	13 市民相談 法律相談 市	14	15	16

子ども医療費助成制度



子どもが病気やけがなどで医療機関を受診した際にかかる医療費を助成しています。

対象者

下田市に住民登録があり、健康保険に加入している高校生までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）

※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。

助成内容

保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が助成します。

※保険適用外の診療費用については助成対象外です。

利用方法

健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口提出してください（毎回提出が必要です）。

こんなときは申請が必要です
【償還払い（医療費の助成）】

次に該当する場合、受診した日から1年以内に申請をすることで、医療費が助成される場合があります。

- ・県外で診療を受けたとき
- ・健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき
- ・未熟児養育医療等の公費負担医療において徴収された一部負担金を申請するとき
- ※領収書類等を持参の上、左記申請先で申請してください。

9月は受給者証の更新時期です！

新型コロナウイルス感染症予防のため、受給者証を直接ご自宅に郵送します。

※昨年の10月以降、お子様の保険証が変わっている場合は、新しい保険証を福祉事務所で提出してください。

申請・問合せ先

福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216